

建設工事における主任技術者の兼務に係る取扱いについて

	平成26年6月1日
一部改正	平成27年4月1日
一部改正	平成28年6月1日
一部改正	平成30年4月1日
一部改正	令和3年4月1日
一部改正	令和5年4月1日

建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき、この度、江戸川区においては次のとおり、一定の要件を満たす工事について、専任を必要とする主任技術者の兼務を認めることとしましたので、お知らせします。

1 同一の専任の主任技術者が管理することができる工事

次の要件を全て満たす工事とする。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

- (2) 工事現場がいずれも江戸川区内であること。
- (3) 一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事（予定価格が4,000万円以上 建築一式工事の場合は8,000万円以上）を含む場合は、2件までであること。
- (4) あらかじめ入札公告、仕様書等により兼務不可となっていない工事であること。
- (5) 江戸川区及び江戸川区以外（以下「他発注機関」という。）が発注する工事との間で、同一の専任技術者に兼務させる場合には、他発注機関が定める条件、確認方法等について相互の条件が合致し、発注者間で相互に認めた場合に限り実施できる。

2 留意事項

- (1) 江戸川区発注工事との兼務を認める対象工事は、国、地方公共団体等の発注する公共工事のほか、民間工事も含みます。また、元請、下請を問いません。

なお、他発注機関が発注する工事については、発注者ごとに取扱いを定めている場合がありますので、詳細は必ず発注者にご確認ください。

- (2) 工事の適正な施工に支障があると判断した場合は、兼務を認めないことがあります。

3 主任技術者の兼務に関する手続き等

専任技術者の兼務を希望する者は、「専任を必要とする主任技術者の兼務申請書」（以下「兼務申請書」という。）を、入札参加希望申請締切日までに用地経理課に提出してください。

なお、江戸川区発注でかつ専任を必要としない工事のみを兼務する場合は、特に手続きの必要はありません。

専任を必要とする主任技術者の兼務申請書：「各種様式・用紙」ページからダウンロードし

てください。

4 適用時期

令和5年4月1日以降に初度の公表を開始する工事から適用する。